

第2回地域振興事業（丘の公園）あり方検討委員会 会議録

1 日 時 平成29年2月14日（火）午後1時30分から午後4時00分まで

2 場 所 山梨県庁防災新館410会議室

3 出席者

（委員）小口委員、桑田委員、小林委員、立石委員、野村委員、萩原委員、村田委員、宮崎委員
（事務局）末木企業局次長、清水企業局総務課長、前島総括課長補佐、
経営企画担当（3名）、財務担当（1名）

4 会議に付した議題等

議 事

- （1）地域振興事業（丘の公園）が地域で果たしてきた役割
- （2）地域振興事業（企業局）の経営状況等
- （3）指定管理業務（丘の公園）の実績
- （4）丘の公園を取り巻く社会経済情勢
- （5）課題
- （6）その他

5 議事の概要

（1）地域振興事業（丘の公園）が地域で果たしてきた役割

（会 長）

まずは、地域振興事業（丘の公園）が地域で果たしてきた役割について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

地域振興事業（丘の公園）が地域で果たしてきた役割について説明。

（委 員）

地域振興事業に伴う税込であるが、ゴルフ場利用税は、そもそも県と地元市町村で分けるべきものなのか。

（事務局）

ゴルフ場利用税は、一度県に納められ、その後、県から地元市町村に一定額が交付される。

（委 員）

按分割合が決まっていて、丘の公園が特別では無いということか。

（事務局）

そうである。

（委 員）

入湯税は、地元市町村に納めるべきものか。

(事務局)

そうである。

(委員)

交付金については、もともとこのようなルールがあったのか、それとも、こういう制度を作って地元へ還元することになったのか。

(事務局)

企業局は、県の県有林課から恩賜県有財産を借りて事業を行っており、地代を恩賜県有財産の会計に納めている。そのうちの約4分の1の額が、県から地元財産区に対して支払われるという仕組みになっている。

(委員)

この事業に限らず、県有林については、同じ仕組みになっているのか。

(事務局)

そうである。

(委員)

ゴルフ場利用税の過去の推移について、非課税となる高齢者が増えているが、地元へ納められるゴルフ場利用税は減っているか。

(事務局)

後にも説明するが、多少の増減はあるものの、利用者は、過去から比べると減少傾向にある。それに伴い、ゴルフ場利用税も減ってきている。

(2) 地域振興事業(企業局)の経営状況等

(事務局)

地域振興事業(企業局)の経営状況等について説明。

(委員)

企業局は、電気事業と地域振興事業の2つを行っているのか。

(事務局)

電気事業と地域振興事業以外に、石和温泉の管理事業を行っている。

(委員)

電気事業と温泉事業は黒字であるか。

(事務局)

そうである。

(委員)

企業局全体を見ないと何とも言えない。地域振興事業が、電気事業会計からの借入金を償還しているといっても内部の話ではないのか。

(事務局)

企業局が管理している各事業は、あくまで、それぞれ独立した特別会計である。

電気事業は、東京電力に電力を売って収入を得ている会計であるが、その中に資産として地域振興事業への貸付金が計上されている。それが毀損すると非常にまずい。

(委員)

県に特別会計はたくさんあるが、そのうち3事業を企業局で管理しているということが。

(事務局)

そうである。公営企業で行っている3事業については、企業局が管理をしている。

従って、企業局という1つの企業が、3事業を経営しているのとは、意味合いが少し違う。

(事務局)

会計としては独立しており、電気事業では毎年度5億円程度、温泉事業では1千2百万円程度の黒字である。

(委員)

本来、減価償却費はどのような性格のものかということ、将来、施設が老朽化したときに再投資するための資金を貯めておくものであるが、地域振興事業では借入金の償還に充てている。

今の設備が老朽化して使えなくなれば、事業継続ができなくなるという状況である。

(事務局)

そのとおりである。内部留保資金を設備投資に充てられるという状況にはなっていない。

(委員)

その状況で、借入金残高が59億円あるということは、破綻状態である。

(会長)

後に説明があるが、借入金を返済し終えるのは平成100年度という状況である。

他に意見・質問はあるか。

(委員)

平成27年度収入における納入金が1億5千万円に対して、収益全体は、これより120万円程度多い。差額は何か。

(事務局)

受取利息及びクオカードの売上などである。地域振興事業では、クオカードにミレーの絵を印刷し、山梨県立美術館で販売している。その売上が収益として計上される。

(委員)

クオカードは、丘の公園で売っているのか。

(事務局)

丘の公園には置いていない。美術館のみである。

(委員)

平成27年度主な支出の合計は1億4千万円程度であるが、費用全体は、これより500万円程度多い。差額は何か。

(事務局)

消耗品などの支出がある。

(委員)

丘の公園で使う消耗品か。

(事務局)

地域振興事業として使う消耗品である。あくまで企業局の消耗品である。

(委員)

減価償却費は、一定の割合で、何年くらいの償却期間か。

(事務局)

資産により違いはあるが、建物であれば35年程度である。

(委員)

先程、現金収支の話があった。現在、7千万円の償還をしているが、当初計画においてはどのような想定であったか。丘の公園を開業するとき、借入をしているが、年度毎にどの程度返済をするという計画であったか。

また、平成8年度に大きな投資をしている。当然、投資をするときには、平成8年度以降の収支及び償還計画を作っていると思う。現在は、現金収支で残ったものをそのまま償還額としているが、これは本来の経営計画と違うのではないか。

(事務局)

最後に大きな投資を行ったのが平成8年度であり、アクアリゾート清里を整備した。そのときの計画はあるが、具体的な数字を提示する用意がない。改めて、示させていただく。

(委員)

現金収支上、残ったもの全てを返すということになっているが、そういうルールになっているのか。

(事務局)

平成15年度までは、丘の公園の運営を公社に委託してきたが、人件費の増大などにより、経営は悪化していった。経営計画に基づいて、基本的には借入金の償還はしていたが、赤字が累積する状態が継続したため、平成16年度に指定管理者制度導入という大改革をした。

当時は、減価償却費を内部留保しているという余裕は全くなかったため、まずは現金収支の黒字化を図った。1億5千万円の納入金から、借地料6千万円、償還金7千万円、残った分で修繕をするという形である。

そのため、将来の設備投資をどうするか、という課題が残された。その課題は、現在も継続している状態である。

(委員)

直近の2年は、7千万円を償還をしているが、これは基準としての7千万円であるのか、それとも、将来を考えて減額できるのか。それによって、今後の論点が大きく変わってくる。

(事務局)

平成16年度の指定管理制度導入時に、償還計画を策定した。この計画によれば、年度毎の償還金は概ね7千万円であり、償還期間の終期は平成101年3月となっていた。そこまでの

期間を想定した計画でないと、償還しきれないというのが実情であった。

このときの指定管理期間は、指定管理者が丘の公園に投資をし、利益として回収できる期間という観点から、10年間であったが、開始5年目に、協定に基づいて契約条件を見直した。その際に、景気の状態等を勘案し、納入金を1億3千万円に下げたが、この期間においては、7千万円の償還ができないこともあった。

(委員)

7千万円は、固定額として考えなくてもよいということか。

(事務局)

固定額ということではないが、可能ならば、7千万円程度の償還額を維持していきたい。これまでに、6億円程度、電気事業会計に借入金の償還してきた。今後も、ある程度の償還をしないと、電気事業会計における資産としての貸付金の毀損が、一層懸念されることになる。

(事務局)

平成14年度の検討委員会で、地域振興事業のあり方について検討したが、公社方式を継続することは難しいということになった。電気事業会計からの65億円の借入金があり、施設も耐用年数に達していない状況において、国が新しい制度を始めるといった話があったので、これを踏まえて、その後のあり方を検討し、平成16年度から指定管理者制度を導入した。

電気事業からすれば、65億円は、将来の設備投資のためにプールしておいた資金である。地域振興事業へ一時的に貸しているが、独立した会計であるため、電気事業に返す必要がある。可能ならば、経営を継続しながら、償還してほしいが、その金額が7千万円程度であったため、現時点では、平成100年度までに償還するという計画になっている。

(事務局)

企業局は地域振興事業経営計画を定め、これに基づき、地域振興事業を運営している。

(委員)

設備が大分、老朽化しているため、相当大規模な改修が必要と思われるが、修繕計画は作成しているのか。そのような計画が提示されないことには、今後の経営のあり方の検討ができない。

(事務局)

委員会において検討しなければいけない項目がたくさんあるため、今回は示していないが、仮に、指定管理者制度を継続するのであれば、どのくらい費用をかけ、どこを改修しなければいけないのか、この先、委員会の場で、提示していきたいと考えている。

(委員)

委員として役に立てるか分からないほど、八方塞がりの状態に思える。

7千万円ずつ、10年間をかけて6億円償還したということであるが、借入金の償還先は、電気事業会計であり、企業局の内部である。民間企業で考えると評価には値しないと思う。

局内での資金のやりとりを続けるよりは、その分、次への投資に充てないと、事業は絶対にうまく行かない。開業から30年経過し、施設は老朽化した状態であり、運営は指定管理者に任せきりという面もある。丘の公園のみを議論しても、らちが明かない。電気事業会計に資金があるという話があったが、それを使えばよい。

(事務局)

地方公営企業法に基づいて、それぞれの事業は独立した会計となっている。全体として経営

をみることはできない。

(事務局)

八方塞がりという話もあったが、平成15年度も同様の状況にあった。65億円の借入金があったが、公社を解散し、指定管理者制度を導入して、何とか現金収支での黒字化を達成した。それから10年間で6億円程度償還し、少なくとも65億円全額が毀損するようなことは、回避できた。ここから先は、指定管理者の経営状況や収支見通しを勘案し、経営を続けながら償還できるか、そのような検討をお願いしたい。

(会長)

委員会は、この先も何度かあるので、アイデアを出していただき、いかに赤字を小さくしていくか、という議論になると思う。大胆なことを言えば、丘の公園を売ってしまうという議論もあるかも知れない。会社の経営と一緒に、赤字の部門をどうするか、ということだと思う。

(委員)

指定管理者制度を導入したときの当初計画と実績で、差は生じているのか。

(事務局)

違いはない。計画どおりである。

(委員)

公社時代の現金収支においては、収益額が大きい一方で、平成11年度以降、大きな赤字が継続している。平成16年度以降については、指定管理者の現金収支と合算して分析しないと分からない部分はあるが、借入金の償還ができる状態になっているということは、指定管理者制度の成果が出ているのではないかと思う。

しかし、平成100年度まで、毎年度7千万円の償還を継続するのは、誰が考えても無理である。現時点で議論するのが適切か分からないが、償還をとめるということは可能であるのか。

(事務局)

償還はしなければならないが、一時的に減額をする、あるいは、償還しない期間を設定し、資金を施設改修に充てて、結果として、10年後に億単位で償還ができるということになれば、十分に説明になるのではないかと思う。

(委員)

そういう計画を立てないとならない。

(委員)

それには、この事業を続けていくかどうかの議論が必要になる。行政の立場で考えれば、借入金はこれ以上増やせないが、少しずつでもこれを償還し、地域への貢献ができるのであれば、事業を継続する方向を採りたいだろうと思う。私もできれば、そういう方向が良いと思う。その場合には、借入金の償還額を減らすことになるが、もう一つ、賃借料を減額するという考え方もある。これは可能であるか。

(事務局)

当初、ゴルフコースは2コースで開業したが、需要の高まりを受け、ハヶ岳コースを増設し、3コースとした。丘の公園は、恩賜県有財産を借りて営業しているが、賃借料のうち一定額が、地元財産区に支払われているため、これが減額になるという問題もあるが、理論上は可能である。

(事務局)

恩賜県有財産の借地料は、収益的用地、または、非収益的用地について、それぞれ平米単価が決まっている。金額は固定であり、現状においては、単価は下がらないが、今後の入込客数などを推計する中で、ホール数を変更するということもありえるため、賃借料は、条件しだいで下がるとも言える。

(委員)

単価を下げることは、全く認められないのか。仮に、面積を減らすなら、賃借料は下がるが、コース数が減ることにより、商品価値は下がる。賃借料減額を上回るマイナスが発生する恐れもある。単価を下げるために、収益的用地と非収益的用地を検討することもできないのか。

(事務局)

過去にも、経営が悪化したときに、恩賜県有財産を管理している部局と交渉してきたが、交渉の余地がある部分については、既にやりつくしている。

(委員)

これまでに下がったことはないのか。

(事務局)

3年に1度、不動産鑑定に基づく、地価の評価替えをしているため、全般的な地価の下落に伴ってさがるということはある。

(委員)

借りている土地を返すことも可能なのか。

(事務局)

課題はあるが、一部分を返すということは可能であると思う。支出を減らすならば、償還金が賃借料しかないため、それらにメスを入れるのはやむを得ない。

(委員)

仮に、1コースを返すと、賃借料はどのくらい下がるのか。

(事務局)

概算であるが、6千万円のうち1千5百万円の減額になる。

(委員)

前回の検討委員会では、八ヶ岳コースに太陽光発電施設を整備したらどうか、という意見があったが、そのときに実現していれば良かったのかと思う。

(委員)

地元には受け入れられない。

(委員)

ゴルフ場のホール数を、27から18にしたという事例はあまり聞いたことがない。

(事務局)

実際に、ゴルフの競技人口は減少しており、最も多くプレーする年齢区分である団塊の世代が引退する2025年には、更なる急減が見込まれている。

(委員)

9ホール減らした場合の、費用の削減分はどのように見込んでいるか。

(事務局)

賃借料1千5百万円以外に、1コース分の芝の管理費が減額できれば、相当の削減になる。

(事務局)

ホール数などについて議論がされているが、この後の議題に、丘の公園を取り巻く社会経済情勢という項目があるので、そこで説明したい。

(会長)

地域振興事業の経営状況については、他に意見及び質問はあるか。

(委員)

7千万円の償還を継続するのか、それとも、施設の老朽化に対応するため投資をするのか、議論の前提を明らかにしないと、夢を語れない。老朽化に手を打たないのであれば、事業は終わるのみではないか。

(事務局)

地域振興事業を、このままの状態継続するのか。もしくは、施設を改修とした場合、どのくらいの費用をかけることができるのか、また、総合的スポーツ・レクリエーション施設として、どれだけの期間、経営を続けることができるのか、そういったことを踏まえながら、丘の公園の将来像を見据えたあり方を検討していただきたい。そのため、委員から、こういった資料を提示してほしいという要望があれば、示させていただく。

(事務局)

第1回で説明したとおり、県内で納入金を納めている指定管理者は2者しかない。他の施設においては、必要性があつてのことではあるが、指定管理料を県から支払っている。

(委員)

他の事業は収益を目的としていない。

(事務局)

収益が上がることを見込んで、公営企業会計で、丘の公園を運営することになったが、その見込みは外れたと言える。一方で、地域振興事業として、地域に貢献している側面がある。

(会長)

丘の公園が地域で果たしてきた役割は、ある程度認めていただいていると思う。一方で、経営は厳しい。では、どうするかというときに、選択肢は多数ある。これまでに費用の縮減という話があつたが、売上を伸ばすという手法もある。

地域振興事業の収支を見ると、費用がずいぶん減っている。減価償却費の縮減によるところが大きいと思うが、この後も減ると思われる。売上が安定したとすれば、7千万円の償還額が増えることもあり得るし、大規模改修についてもPFIによる方法も、無いとは言えない。

これらから、現時点で、八方塞がりであると悲観しなくてもよいのではないかと思う。他になければ、次の議事について、事務局に説明をお願いします。

- (3) 指定管理業務(丘の公園)の実績
- (4) 丘の公園を取り巻く社会経済情勢
- (5) 課題

(事務局)

(3) 指定管理業務(丘の公園)の実績、(4) 丘の公園を取り巻く社会経済情勢、(5) 課題について説明した。

(会長)

指定管理者は色々な努力をしているが、外部環境が厳しくなっている。今後、もっと厳しくなることが想定される中で、事業をどう進めていくか、という話になると思う。

(委員)

丘の公園は、消費者を呼び込む収益事業であると思うが、どのようなプロモーションをしているかなどの資料がないため、検討ができない。どのような取組をしたためこのような実績になった、というストーリーが分からない。そこを提示してほしい。

また、取組は、指定管理者任せなのか、あるいは、企業局と連携しているのか、それも分からないため、課題にあるような魅力向上に向けた対応の議論ができない。

(事務局)

指定管理者制度が広く導入されているのは、過去に、行政による経営がうまくいかなかった経緯がある。それを踏まえ、プロモーションは、基本的に、指定管理者が行っている。一方で、前回の委員会において、委員から、地元の宿泊施設とのタイアップ企画の提案があり、現在の指定管理者が、それを活かしている事実もある。今回も、そのような意見をいただきたい。

プロモーションの取組内容については、次回の委員会においての提示、あるいは、資料として送付するなど、何らかの形で示したい。

(委員)

丘の公園もしくは近隣施設に、県外からであれば、どの方面から施設を訪れており、それが、どのようなプロモーションの結果なのか、あるいは、プロモーションと関係ないのか、ということを示してほしい。

仮に、納入金を1億2千万円まで下げても、赤字である。継続を前提とするのなら、売上を伸ばす施策を採らなければ、指定管理者も請けないのではないか。まずは、どうやって利用客を呼び込むか議論しないと検討は進まない。また、議論の方向によっては、指定管理者に、プロモーションのやり方まで条件を設定するなど、方法を検討する必要があると思う。

(委員)

企業局が、指定管理者にどれだけ関与できるのか見えてこない。案を提示するだけなのか。連携した企画を提案できるのか。それとも、このような企画を企業局で打つ、と言えるのか。

(事務局)

制度自体が、指定管理者に経営を任せる性格のものであるため、企業局として限界はあるが、提案内容を、指定管理者に情報提供することもあるし、指定管理者が提案を採用することも、過去には何度もあった。

どの程度関わると一概に言えないが、指定管理者の経営改善は、企業局にとってもプラスになるため、意見があれば提案などができる。

(委員)

それでは点の話になってしまい、中期的な計画を前提としたあり方を検討できない。

(会長)

指定管理者が納入金を支払い、条件の範囲内で経営するならば構わないという制度である。後は、事務局として長期的にどう考えられるか、という話になる。

(委員)

同じような収益型の指定管理施設において、納入金が全額支払われなかった場合、翌年度からある部分について指導をするというような条件を付けることがある。そこまでするのであれば、中期的な計画立てられるかもしれない。そうしないと、地元と連携をするにしても、バラバラにやることになってしまう。色々な地方でそういう事例を見てきている。

(委員)

指定管理者の経営状況を見ると、企業としてもたないと思う。指定管理者は地域での連携を図っているということであるが、そういう活動ができるような収益を残さないといけない。

次回は、18ホールにした場合、どの程度コストを下げられるのか、提示してもらいたい。コストが下がれば、指定管理者の収益も改善し、賃借料も減る。全体的に改善するはずである。

収益改善をしないと、誰も事業をやりたいがらない。経営努力が足りないという話ではないと思う。実績を見る限り、納入金は1億円がちょうどいい線であると思う。

また、借入金の償還額についても検討する必要がある。地域振興事業を止めるのか、現状で継続するのか、あるいは、積極的に拡大するのか。現実的には、現状で継続することになると思うが、その場合、どのタイミングで投資が必要か、資金はどうか、という検討をするのが今回の委員会であると思う。

(会長)

方向性については、次回、資料の提示を受けて議論したい。

(委員)

月別利用状況は、悲観的な数字に見えない。利用人数が2～3割程度、減少している年度もあるが、それ以外は、ピーク時と比べても遜色ない。他の施設と比べて集客力がある。まきはレストランが少し落ちているが、それ以外は頑張っていると思う。

外部環境を前面に出して議論しても前に進まない。ゴルフ競技人口の減少は、当たり前の話であり、それに対策するところが生き残る。実際、ここ2～3年は利用者数を維持している。

1億5千万円の納入金は、良いのか分からないが、それなりの努力はしていると思う。

ゴルフコースを1つ減らすという話もあったが、売上全体の半分が、ゴルフ事業によるものである。収益率は高く、利用客も来ている。ゴルフ場を、丘の公園の目玉となる資産として認識すべきである。

(委員)

私もそう思う。ゴルフコースの利用者は、増えている部分もある。コースを減らすという話もあるが、ゴルフに来た利用者が、レジャー事業の売上にどれだけ寄与しているのかという議論もあると思う。

また、利用単価は平均値を算出しているが、ターゲット層ごとに相違しているはずである。

(委員)

今のレジャー施設は、体験や学習を目的としているところが多く、そうでなければ利用者は来ない。講師を招いて勉強ができた、自分のためになる体験ができる環境教育施設の実例が

あるが、そこでは利用者が増えている。施設だけで勝負するのであれば、何百億円という投資をする必要があるが、少額ではとても勝てないと思う。

長い間の努力で、ある程度の利用客がいるのだから、それなりに頑張るべきである。

(委員)

指定管理者は経営努力し、経費も落としている。固定的な経費の率が上がってきているので、納入金の1億5千万円を支払ったとしても、売上が7億円程度あれば、十分にやっつけられる。コースを縮小すると、魅力も落ちるため、売上を戻すことを先に考えるべきである。外部環境の悪い面ばかりを強調しすぎると、止めた方がよいという話になる。

(委員)

ゴルフ場の魅力は、どこにあるのか。初心者に向いているのか、上級者に向いているのか、若い人に向いているのか、高齢者に向いているのか。それは大きなポイントである。

(事務局)

山梨県で初めてのパブリックコースである。色々な人にプレーしてもらうことを前提としている。初心者にもプレーしてもらえ、カップの位置などによっては、ある程度のレベルの人にも楽しんでもらえるようにして、運営してきた。

(委員)

8月の利用者数は6,800人程度であり、1日あたり200人程度である。ゴルフ場で1日200人といえば、相当な人数である。ゴルフ場としての集客力は、かなりあると思う。

(事務局)

県内でもトップの集客力はあるが、全体として、3コース全てが埋まるような状況ではない。

(委員)

仮に埋まっても、現在のフロントでは対応しきれないと思う。

(事務局)

是非、そういうご意見もいただきたい。

8月などで、3コースが必要な時期もあるが、他はそこまで利用者がいない。ゴルフ競技人口の減少のみではなく、現状においても3コース必要か、という議論もある。

(委員)

8月には、まだ、集客の余地があると思う。8月の集客力は無限である。

(委員)

県外にもっと広告をしたらどうか。SNSで発信をするなど。

団塊世代の引退が騒がれているが、その世代のプレーヤーが牽引しているうちに、3世代でプレーするバックを作ってはどうか。夏休みなどが利用できると思う。

清里ゴルフコースを利用したことがある2名から聞き取ったが、打ちやすい、眺めがきれい、と答えていた。そのため、子ども連れで、初めてプレーする人のラウンドも、若干問題はあっても、可能であるとのことであった。ただ、10人中8人が、清里ゴルフコースの場所も分からなかった。

(委員)

ゴルフコースにおいては、県外からの利用者が半分程度である。プロモーションをせずに、

これだけの利用があるのだから、プロモーションすれば、それなりに可能性がある。

(委員)

県外からの利用者が、どういう形で来ているのか、そこを知りたい。

(委員)

丘の公園の中で最も競争力があるのは、ゴルフ事業であると思う。他の事業には、あまり競争力があるとは思わない。コストは、ゴルフ場に集中すればいい。あと少して黒字になる。

(委員)

日頃から指定管理事業を行っている人達には、よく分かっていると思う。指定管理者に聞いてもらいたいのが、それぞれの施設の魅力をどのように考えているのか。誰をターゲットとして、どのような努力してきたのか。これからも事業を継続するならば、どうしたいのか。経営している人の意見を聞きたい。

(事務局)

指定管理者制度は、民間の経営手法を公の施設に取り入れ、弾力的な経営ができるよう始められた制度である。丘の公園も、そういった考え方により、指定管理者に移行した。

指定管理者の選定では、外部委員を入れて、各社の提案を、集客面、経営面から審査する。施設を所有しているのは、企業局であるが、施設を使ってどのような経営をするのか、提案を出してもらおう。

当初の指定管理期間は、投資が回収できる期間という観点から10年間を設定したが、指定管理者が施設及び設備に投資をするということは、ほとんどなかった。そのため、今回は、4年間であるが、新たな投資を望めない中、どのような経営をしてもらうか、ということ提案してもらおう。

現在の指定管理者の中核になっている者は、八ヶ岳観光圏として、国の指定を受けるなど、八ヶ岳南麓地域に人を呼び込む努力をしている。丘の公園の経営という点では、指定管理者は赤字であるが、全体としては、何とか運営をしてもらっている。

(委員)

普通の指定管理事業は、県から指定管理料を支払うが、丘の公園の指定管理者は、赤字でも納入金を支払っている。相当考えながら経営していると思うが、そういう意見を聞きたい。お金のかからないプロモーションの方法やオペレーションなどについても聞いてみたい。

(委員)

職員の給与や賞与が、業績に連動するという仕組みはないのか。

(事務局)

指定管理者に、全面的に任せている。

(会長)

指定管理者に話を聞いてみたいという意見が出ているが、機会を設けてもらえるのか。

(事務局)

質問を事務局で聴き取り、委員会で報告しようと考えていたが、指定管理者を呼び、質問する形も可能である。

(会 長)

希望が多いようならば、それもお願いしたい。

(委 員)

指定管理者は、施設を管理する中で、一定の投資も行っているが、指定管理期間が区切れ、切り替えが行われる以上、投資に慎重になってしまう側面もある。ただし、一方で投資をして努力をしないと、経営ができない部分もある。

企業局としてどう考えるのか聞きたいが、例えば、1億5千万円の納入金うち、5千万円を指定管理者に残し、必ず投資に充ててもらい、というルールを作れば、ある程度自由な投資ができるし、思い入れを持った運営もできる。少ない利益から投資するよりも合理的に思える。それ以外にも、投資を約束する一方で、一定の業績を条件付けて、達成すれば、次の指定管理期間を継続できるなどのインセンティブが必要であると思う。特に、ゴルフコースやレジャー施設は、投資がないと成立しないため、どういう形で行うのか決める必要がある。

また、8月のゴルフコース利用者数を伸ばせるという話があったが、宿泊施設を例にとれば、8月は、ほぼ100%の稼働であるため、シオルダーシーズンに利用者を増やすか、客単価を上げる工夫をすることになる。ゴルフ場であれば、競技人口が減る中で、客単価を上げるのは難しい。ゴルフということを念頭において計画を立てるべきである。

(事務局)

確かに、インセンティブは大事なことである。

最初の指定管理期間の後半、平成21年度から平成25年度は、リーマンショックや東日本大震災等の影響による利用者の減少や、原油価格の高騰により燃料費が増大している状況であった。平成26年度以降は、業績回復を見込んで、納入金を1億5千万円に戻したが、指定管理者も、もう少し良い展望を持って応募したのではないかと思う。企業局が、一定の条件で募集しても、厳しい内容であれば誰も応募しない。企業局は、あくまで、指定管理者からの提案に基づいて契約していることをご理解いただきたい。

また、第1回委員会でも、ゴルフコース1つを無料で開放し、ゴルフ以外の事業をする提案をしたい、という委員がいた。借地の返還は難しいが、非収益施設用地としての利用することが認められれば、平米当たりの単価は、かなり下がり、1千5百万円に近い減額となる。例えば、散策路や天体観測のための用地にするのであれば、管理費用も大分削ることはできる。色々な工夫のご提案をいただけるという期待を持っている。

(委 員)

平成26年度から新たな契約となり、そのときの条件が1億5千万円であるから、契約直後にこれを減額するという事は、無理であったと思う。

先程、誰が投資をするか、という話があったが、指定管理者にはスパンがあり、契約が継続されなければ投資を回収できないため、本来的には企業局がすべきであると思う。一方で、何をするかとなると、指定管理者でないと分からない。

募集の条件として、企業局と指定管理者の間で、責任分担を決めている。それとの兼ね合いもあるが、何を投資するか、誰が負担するか、ということを確認する必要がある。

まきばレストランを現地視察したとき、一方の手摺りは修繕され、もう一方はそうでないという状況を見たが、良くない。

(委 員)

修繕費1千万円の対象は、丘の公園から要望があるのか。

(事務局)

指定管理者からの要望に基づいている。協定上、60万円以上の修繕などは、企業局が実施

することになっている。

(委員)

要望には、ほぼ対応できているのか。

(事務局)

金額の範囲内で修繕している。

(会長)

グラウンド・ゴルフ場の整備は、指定管理者から提案があったのか。

(事務局)

もともと、指定管理者が自主事業として、パターゴルフ場を利用しグラウンド・ゴルフを始めた。企業局としても、予算が限られている中、入込客数や費用のシミュレートをし、非収益施設用地である多目的広場に、日本グラウンド・ゴルフ協会公認の芝コース2面を2年で整備した。当初の予定よりも多い入込客数がある。

(会長)

一つの見方として、魅力を上げるために整備したということになるか。

(委員)

費用はどのくらいか。

(事務局)

芝1面は、550万円程度である。今年度、5,600人程度の利用者を見込んでいる。

(会長)

そろそろ予定時間である。他に何かあるか。

(委員)

前回の検討委員会では、指定管理者が、コスト削減のため、自ら芝を張り替えるという話もあった。痛々しいほど努力をしている。また、今回の指定管理者に応募するときは、納入金を1億5千万円支払うということで驚いた。

色々な努力をしている中で、プロモーションに改善の余地があるという提案があったが、人員的にどれほど余裕があるのか見る必要があると思う。また、長期的に売上を伸ばしていくためには、修繕などの投資をしなければいけないため、提案を受け、検討する必要がある。

(委員)

平成27年度の売上として計上されているのは、まきばレストラン単体のものであるか。

(事務局)

売上には、ゴルフ場のレストランなどを含んでいる。人数は、まきばレストランのみである。

(会長)

近隣ゴルフ場との利用料金についてであるが、パブリックコースということもあり、北杜市の平均より安い。ここに魅力があって、東京から利用者が来ているということかもしれないが、そうでなくて、北杜市の自然に魅力を感じて来ているのであれば、料金設定を見直すことで、改善になるかもしれない。料金は条例で決められていて、弾力的に設定するのは、なかなか難

しいかもしれないが。

(事務局)

条例で料金上限を定めているが、その中で、自由に設定できることになっている。

(会長)

色々やり方があると思う。ホテルの料金は、直前になると高くなる場合がある。

(委員)

早期割引があるということは、ネット上に、金額が公表されているのではないか。ならば、料金は、弾力的に決められているのではないか。

(事務局)

そういうことも聞いてみたい。

(6) その他

(会長)

事務局から説明をしてほしい。

(事務局)

次回以降の日程について説明し、日程調整を行った。

(会長)

本日の議事は、これで終了する。